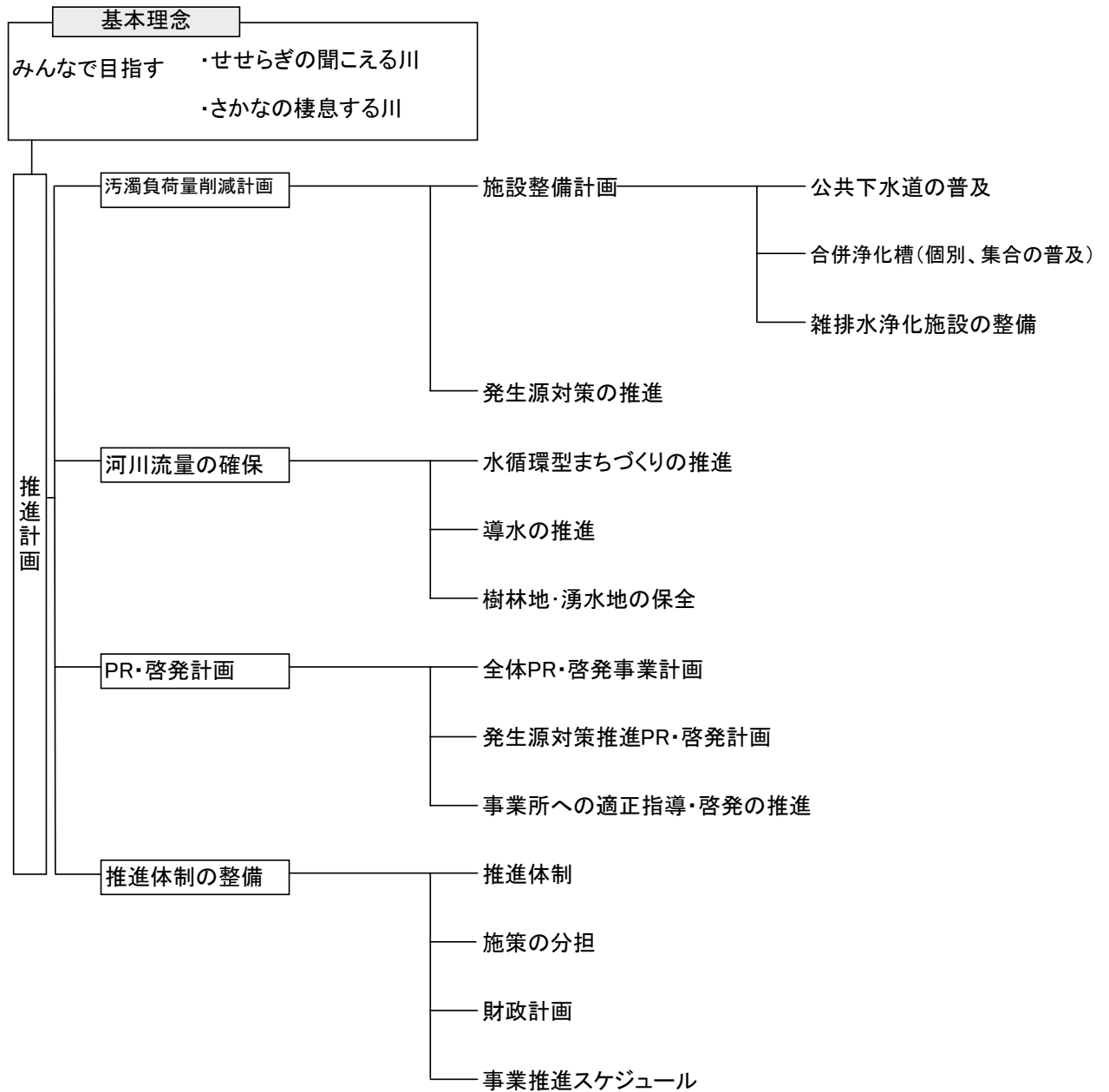


第3章 生活排水対策の検証

3-1 前計画の概要

前計画の概要を整理し、図3-1-1に示す。



資料:平成6年3月「生活排水対策推進計画」

図3-1-1 前計画の概要

3—2 施設の整備に関する事項

(1) 生活排水処理率の達成状況

生活排水処理率について、前計画の達成状況を整理した結果を表3—2—1に示す。

前計画では、生活排水処理率の目標を65%以上とされていたが、平成21年度の実績では生活排水処理率69.9%¹⁸となっている。これは、高度処理型合併処理浄化槽、通常型合併処理浄化槽の利用人口が増加し、単独処理浄化槽の利用人口が減少したこと、公共下水道が整備されたものである。

表3—2—1 生活排水処理率の達成状況

		前計画		実績値	計画目標達成状況
		現況	計画		
		1992年度 (平成4年度)	2010年度 (平成22年度)	2009年度 (平成21年度)	実績値-計画値
人口 (人)	総人口	97,445	131,000	106,617	△ 24,383
	流域関連公共下水道 (水洗化人口)	21,460	74,000	52,796	△ 21,204
	通常型合併処理浄化槽				
	500人槽以下	9,972	11,400	20,571	9,171
	501人槽以上				
	単独処理浄化槽				
500人槽以下	47,710	42,820	27,541	△ 15,279	
501人槽以上					
し尿処理場利用	18,303	2,780	4,586	1,806	
高度処理型合併処理浄化槽利用			1,123	1,123	
生活排水処理率 [※] (%)		32.3	65.2	69.9	4.7

※生活排水処理率 = (水洗化人口 + 合併処理浄化槽人口) / 総人口 (住基人口)

資料：平成6年3月、「生活排水対策推進計画」より作成

(2) 排出汚濁負荷量の削減状況

前計画の排出汚濁負荷量と現状の排出汚濁負荷量を比較した結果を表3—2—2に示す。ここでは、前計画の排出汚濁負荷量は、人口等のフレームはそのまま、本計画での原単位を乗じて算出している。

前計画では、排出汚濁負荷量の削減効果について50%以上と設定しているが、原単位が変更になったこと、下水道現況(下水道等の整備を行わない場合)の把握ができないなど、前計画の排出汚濁負荷量の削減効果と比較することができない。そこで、前計画の削減効果を、平成4年の現況と平成22年の生活排水対策後の目標値で算出し直し、平成21年度の削減効果と比較した。BODは28.8%の削減効果の予測に対し、47.9%の削減となった。また、CODは26.3%の削減効果が予測されたが、43.4%の削減となった。

¹⁸ 鎌ヶ谷市後期基本計画では20年度73%の現状値。

表 3—2—2 排出汚濁負荷量の削減状況

単位：kg/日

		前計画			実績値 平成21年度 ④	排出汚濁 負荷量の 削減率 (%) ⑤
		現況 1992年度 平成4年度 ①	生活排水 対策後 ②	計画（平成22年度） 排出汚濁負荷 削減率（%） ③		
BOD	生活系	2,094	1,490	28.8	1,091	47.9
	産業系	30	28	—	67	—
	自然系	22	22	—	59	—
	計	2,146	1,540	28.2	1,217	43.3
COD	生活系	1,048	772	26.3	593	43.4
	産業系	12	10	—	53	—
	自然系	116	116	—	286	—
	計	1,176	898	23.6	932	20.7
T-N	生活系	—	—	—	316	—
	産業系	—	—	—	52	—
	自然系	—	—	—	102	—
	計	—	—	—	470	—
T-P	生活系	—	—	—	40	—
	産業系	—	—	—	9	—
	自然系	—	—	—	6	—
	計	—	—	—	55	—

※③ = $(1 - ② / ①) \times 100$ 。⑤ = $(1 - ④ / ①) \times 100$ 資料：平成22年環境課作成

3-3 啓発に関する事項

生活排水対策に係る啓発に関する取り組みと、同取り組みに関連した生活排水対策の施策について整理した結果を表3-3-1に示す。

生活排水対策の啓発活動は、引き続き継続していくとともに、現状に即した啓発活動メニューとして、公共下水道への接続の推進、高度処理型合併処理浄化槽の適正な管理、家庭でできる生活排水対策の情報提供等については重要である。

表3-3-1 生活排水対策に係る啓発に関する事項の実施状況

生活排水対策に係る啓発に関する事項		実施状況		担当課
生活排水の適正処理に関する啓発活動	家庭でできる浄化対策	パンフレットの作成・配布	○ 手賀沼・印旛沼浄化推進運動でパンフレットの配布を行っている	環境課
		ろ紙袋等の配布	○ 手賀沼・印旛沼浄化推進運動で水きりネット等の配布を行っている	環境課
	適正な生活排水処理施設への誘導	パンフレットの作成・配布	○ 合併処理浄化槽設置事業補助金制度についてのパンフレットの作成・配布 県で作成した浄化槽についてのパンフレットを配布	クリーン推進課
		補助制度の継続	○ 合併処理浄化槽設置事業補助金	クリーン推進課
水辺環境に対する意識の高揚を図る啓発活動	水に親しむイベントの開催	親水イベントなどの支援・主催	○ 手賀沼・印旛沼浄化推進運動	環境課・道路河川建設課
			○ 手賀沼・印旛沼流域水循環健全化会議	環境課・道路河川建設課
		自然観察会の開催	○ 自然観察会開催（市内小中学生を対象）	環境課
	環境教育に関連する事業	自然環境調査などの実施及び結果の広報	○ 河川水質調査	環境課
			○ 環境の概況の発行	環境課
			○ ポスターコンクール	環境課
	学校教育における環境教育の支援	○ 小中学校での環境学習の実施	環境課・クリーン推進課	

※○は実施できたことを示す。

資料：平成22年環境課作成

3—4 その他推進に関し必要な事項

(1) 河川流量の確保

印旛沼流域井草水路においては、公共下水道の普及による河川流量の減少によって、水質改善の傾向は見られるものの環境基準を大きく上回る水質状況となっている。このことは、公共下水道が普及するとともに、各河川における流量が減少し、生活排水による汚濁負荷が減少しても水質が改善できない、もしくは悪化する懸念がある。よって、浸透枘等の普及により河川流量を確保する必要がある。

(2) 推進体制の整備など

その他推進体制の整備などに関する取り組みの実施状況を整理した結果を表3—4—1に示す。公共下水道や合併処理浄化槽の普及促進に関しては実施されているが、「下水道の接続の推進」や「未処理形態からの下水道、合併処理浄化槽への転換」等の施策については目標を達成できていない状況にある。

表3—4—1 その他推進に関し必要な事項の実施状況

		実施状況	
(1)	下水道の普及促進	下水道の接続の推進	△ 目標まで達成はできていないものの、着実に下水道接続率は上昇している。
(2)	高度処理型合併処理浄化槽の普及促進	補助制度の見直し	○ 総窒素除去・総リン除去の高度処理型合併処理浄化槽の補助制度を開始（H17年度）
			○ BOD除去の高度処理型合併処理浄化槽の補助制度を開始（H19年度）
(3)	生活雑排水の未処理排出の規制の検討	生活雑排水の未処理形態からの合併処理浄化槽への転換	○ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る補助制度を開始（H14年度）
			○ 汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換に係る補助制度を開始（H19年度）
		単独処理浄化槽の設置の禁止	○ 浄化槽法の改正（平成12年法106号）単独処理浄化槽の新設禁止（平成13年4月1日施行）
		放流先整備に伴う新たな未処理雑排水の排出の抑制	○ 合併処理浄化槽の設置により抑制
(4)	生活排水対策モデル地区での計画的な対策の推進		○ 手賀沼の上流部分で、食器を洗う前に紙布等でふくキャンペーンを展開
(5)	市内推進体制の確立		△ 生活排水処理施設の状況を、関係各課と連携
(6)	関係機関との連携・協力		○ 全国生活排水対策重点地域指定市町村連絡協議会 ○ 印旛沼水質保全協議会 ○ 印旛沼流域水循環健全化会議 ○ 印旛沼環境基金 ○ 真間川流域水循環系再生行動計画策定会議 ○ 海老川流域水循環再生推進協議会 ○ 手賀沼水環境保全協議会

※○は実施できたこと

△は目標達成できなかったものの、実施したことを示す。

資料：平成22年環境課作成